

筑後市立病院 公式 YouTube チャンネル利用要領

筑後市立病院公式 YouTube チャンネル（以下、「本チャンネル」）では、下記のとおり利用要領を定めています。利用にあたっては、本要領に同意の上ご利用くださいますようお願いいたします。

（運営）

- 第 1 条 本チャンネルは、筑後市立病院（以下、「当院」）が運営しています。
- 2 本チャンネルは、チャンネル名を「公式_筑後市立病院」と設定しています。
- 3 本チャンネルは、URL を「<https://www.youtube.com/chikugocity-hp7511>」と設定しています。
- 4 投稿者は原則、当院総務企画課職員とします。
- 5 必要に応じて不定期に投稿します。

（免責事項）

第 2 条 本チャンネルにおいて提供する情報の正確さについては万全を期しますが、当院は、利用者が本ページを利用したこと、又は利用できなかったことにより被った損害について一切責任を負いません。また、掲載された情報に誤りが見つかった場合、又は天候等の理由により変更等が生じた場合は、予告なしに内容を変更する場合がありますのでご了承ください。

2 本チャンネルは、Google 社のシステムによって運用されています。Google 社のシステム運用状況に関して、一切お答えすることはできません。また、YouTube サイト、Google 社ならびに第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、利用方法、技術的なご質問などに関しても、お答えすることはできません。

（掲載情報）

第 3 条 本チャンネルで提供する動画は、原則として以下の内容です。

- (1) 当院の PR 動画
- (2) オンライン地域公開講座
- (3) 保健医療情報に関する動画
- (4) その他、当院が配信可能と判断したもの

（禁止事項）

第 4 条 本チャンネルに対して、以下のような内容のコメントはご遠慮ください。ユーザーの行為が以下の事項に該当する場合、コメントの削除等を行う場合があります。

- (1) 当院を含む第三者になりすます内容

- (2) 本人の承諾なく、個人情報 を特定、開示、漏洩する など第三者のプライバシーを侵害する 内容
- (3) 当院 または第三者に不利益、損害を 与え、又は与えるおそれがある 内容
- (4) 当院（当院の職員等を含む） 又は第三者を差別若しくは誹謗中傷、侮辱し、名誉を毀損する 内容
- (5) 著作権その他、当院又は第三者の肖像権、知的財産権を侵害する 内容
- (6) 有害なコンピュータープログラム等を投稿又は送信する 内容
- (7) 法律や法令、公序良俗に反する、又はそのおそれがある 内容（違法改造や危険走行などの情報や写真の投稿を含む）
- (8) 政治活動、選挙活動、宗教活動について、又はこれらに類似する 内容
- (9) YouTube が定める不正行為に該当する 内容
- (10) リンク先の詳細を記載せず、外部リンクのみをコメントする 内容
- (11) アフィリエイト、広告及び宣伝目的の内容（外部 Web サイトに誘導された場合に、そのサイトがアフィリエイト、広告及び宣伝目的のものを含む）
- (12) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂やそれを助長させる 内容
- (13) わいせつな表現などを含む不適切な 内容
- (14) 本ページの趣旨に関係のない 内容
- (15) その他、当院が不適切と判断する 内容

（著作権）

第 5 条 本チャンネルに投稿している動画に関して、当院で作成した動画に関する著作権は、当院に帰属します。また、応募された動画に関する著作権は作成者に帰属します。

（コメントなどへの返信）

第 6 条 当院は、コメントなどで質問をされても、原則として返信は行いません。

（個人情報等の取り扱い）

第 7 条 当院がユーザーから個人情報を取得する場合には当院個人情報保護規程に基づき適正に取り扱います。

2 本チャンネルに投稿された動画に顔や所有物など公開されたくないものが写っていた場合、その本人または家族の申し立てがあれば、当院は該当動画を削除または編集して対応します。

（本要領の変更）

第 8 条 当院は、本要領を予告なしに変更する場合があります。

(本要領への同意)

第 9 条 ユーザーによる本チャンネル動画の閲覧をもって、本要領に同意いただいたものとみなします。

(お問い合わせ)

第 10 条 本チャンネルに関するお問い合わせやご意見については、当院公式ホームページ (<https://www.chikugocity-hp.jp>) お問い合わせフォーム又は電話 (0942-53-7511) をご利用ください。

(その他)

第 11 条 本要領に記載のない事項については、都度当院総務企画課にて協議するものとします。

附則

この利用要領は、令和 4 年 12 月 1 日 から施行する。

この利用要領は、令和 5 年 4 月 1 日 から施行する。